

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	温泉利用許可を受けた者である法人の合併等の承認		
根 拠 法 令 名	温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）	（条項） 第 16 条第 1 項	
基 準 法 令 名	温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）	（条項） 第 16 条第 2 項 （第 15 条第 2 項の規定を準用）	
所 管 部 署	健康福祉部 保健所 衛生課 生活衛生係		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	—
【審査基準】 ・ 文書の名称【 】 ・ 掲載図書等【 】 ・ 内容 ☒全部記載 ☐一部・項目のみ記載 [温泉利用許可の合併等の承継承認基準] 温泉利用許可を受けた者である法人の合併等の承認は、温泉法第 15 条第 2 項に規定する欠格事項に該当しないことを基準とする。			

参考

[根拠法令]

《温泉法》

(温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第 16 条 前条第 1 項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

[基準法令]

《温泉法》

(温泉の利用の許可)

第 15 条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

- (1) この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (2) 第 31 条第 1 項(第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- (3) 法人であって、その役員のうちに前 2 号のいずれかに該当する者があるもの

第 16 条 (略)

2 第 4 条第 2 項及び前条第 2 項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第 2 項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。